

○国土交通省告示第千七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年十一月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割、第3地割、第4地割及び第1地割、大沢第4地割、豊間根第9地割、第12地割、第7地割、第3地割及び第20地割並びに石峠第4地割、第3地割及び第2地割地内

岩手県宮古市津軽石第15地割、第16地割、第14地割、第19地割、第6地割、第4地割、第3地割及び第1地割、金浜第5地割、第7地割、第4地割及び第3地割、八木沢第3地割及び第2地割、千徳第14地割、第15地割及び第8地割、長町二丁目、千徳町、近内第11地割及び第2地割、長根四丁目、山口第8地割、二丁目、五丁目、第11地割及び第13地割、宮園、崎山第7地割、第6地割及び第5地割並びに田老字檜内、字古田、字小田代、字八幡水神、字小林、字田の沢、字館が森、字ケラス、字新田平、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝北及び字向新田地内

2 使用の部分 岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割、第3地割、第4地割及び第1地割、大沢第4地割、豊間根第9地割、第12地割、第7地割、第3地割及び第20地割並びに石峠第4地割、第3地割及び第2地割地内

岩手県宮古市津軽石第15地割、第16地割、第14地割、第17地割、第19地割、第6地割、第4地割、第3地割及び第1地割、金浜第5地割、第7地割、第4地割及び第3地割、八木沢第2地割、千徳第14地割、第15地割及び第8地割、長町二丁目、千徳町、近内第11地割及び第2地割、長根四丁目、山口第8地割、二丁目、五丁目、第11地割、第13地割、第15地割及び第14地割、崎山第7地割、第6地割、第5地割及び第4地割並びに田老字檜内、字古田、字小田代、字八幡水神、字小林、字田の沢、字館が森、字ケラス、字新田平、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝北及び字向新田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内の山田インターチェンジから宮古市田老字向新田地内の田老北インターチェンジ（仮称）までの延長39.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道、市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道45号（三陸縦貫自動車道。以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市等を経由して宮古市に至る延長約248kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、宮古市等（以下「三陸沿岸地域」という。）は沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産物を仙台地域、首都圏等へ出荷していたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により多く

の生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

三陸沿岸地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には浸水等により全面通行止めになるなど、自然災害等による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることで、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られ、三陸沿岸地域の早期復興に寄与するとともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、宮古南インターチェンジから宮古中央インターチェンジまでの区間は都市計画手続において、都市計画決定権者である岩手県知事が岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）等に基づき、平成15年3月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年9月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。山田インターチェンジから宮古南インターチェンジまでの区間及び宮古中央インターチェンジから田老北インターチェンジ（仮称）までの区間は、環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年9月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息環境の一部を通過するものの、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから影響は小さいとされている。オオタカ及びクマタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから影響は小

さいとされているが、営巣地を移動して繁殖する可能性があることから、起業者はモニタリング調査を実施することとしている。オジロワシ、オオワシ、イヌワシ及びハヤブサについては、営巣は確認されておらず、計画路線は生息環境の一部を通過するものの、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているミチノクナシ及びアキノハハコグサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナンブワチガイソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が51箇所存在するが、このうち18箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る33箇所についても岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のうち、山田インターチェンジから宮古南インターチェンジまでのルート及び宮古中央インターチェンジから田老北インターチェンジ（仮称）までのルートについては、西側案（以下「申請案」という。）、東側案及びその中間案の3案による検討がそれぞれ行われている。申請案と他の2案とを比較すると、いずれの申請案も、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件区間のうち、宮古南インターチェンジから宮古中央インターチェンジまでの事業計画は、平成15年3月24日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は道路幅員が狭小な区間等が存在し、自然災害等による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、宮古市長等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県下閉伊郡山田町役場及び宮古市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 岩手県下閉伊郡山田町豊間根第9地割、第12地割、第7地割、第3地割及び第20地割並びに石峠第4地割、第3地割及び第2地割地内

岩手県宮古市津軽石第15地割、第16地割、第14地割、第17地割、第19地割、第6地割、第4地割、第3地割及び第1地割、金浜第5地割、第7地割、第4地割及び第3地割、八木沢第3地割及び第2地割、千徳第14地割、第15地割及び第8地割、長町二丁目、千徳町、近内第11地割及び第2地割、長根四丁目、山口第8地割、二丁目、五丁目、第11地割及び第13地割、崎山第5地割及び第4地割並びに田老字檜内、字小田代、字八幡水神、字小林、字田の沢、字館が森、字ケラス、字新田平、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝北及び字向新田地内